

## 地域密着型特別養護老人ホーム たまゆの杜 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人隠岐共生学園（以下「法人」という。）が行う地域密着型特別養護老人ホームたまゆの杜（以下「施設」という。）は、介護保険法の理念に基づき、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 施設は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、施設と職員の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

(2) 嘱託医師 1名

医師は、利用者の健康状態に注意し、健康保持のための適切な措置を行なうとともに利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要な事項を記載する。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言とその他援助を行なう。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態に注意しながら、医師の指示に基づき健康保持のための適切な措置を行なう。

(5) 介護職員 9名以上

介護職員は、入浴、清拭、排泄、離床、着替え及び整容等日常生活上の世話を行なう。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行なう。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

(8) 栄養士 1名以上

管理栄養士は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立の作成、栄養ケアマネジメントの作成等を行い、調理員を指導して給食業務を行なうこととする。

(9) 調理員 1名以上

調理員は、献立に基づく食事の用意並びに食器、調理器具及び食材の衛生的な管理等を行

なう。

(10) 事務員 1名以上

事務員は、経理、職員の健康管理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般を行なう。

- 2 日中については、ユニット毎に常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- 3 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- 4 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

(利用定員等)

第4条 施設のユニット数は3ユニットとし、利用定員は29人とする。

(各ユニットの定員数は、1番街9人、2番街10人、3番街10人とする。)

(施設サービス計画の作成)

第5条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」

という。）は、施設サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点か

ら、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、計画に位置付けるよう努める。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、利用者のその有する能力、その置かれている環境等の評価をし、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）をする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、アセスメントにあたっては、利用者及びその家族に面接して行なうものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分説明する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービス目標、その達成時期、サービス内容及びサービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得る。
- 5 管理栄養士は、栄養ケア計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得る。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際は、当該施設サービス計画を利用者に交付する。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なう。
- 8 前各項の事項を円滑に行うため、サービス担当者会議を設置し、別に規約を定めて運用するものとする。

第6条 施設は、利用者がその有する能力に応じて、自ら生活様式及び生活習慣に沿って自律的な生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活

動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。

- 2 施設は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。
- 3 施設は、利用者のプライバシーの確保に配慮する。
- 4 施設は、利用者の自立した生活を支援することを基本とし、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握し、適切に行なう。
- 5 施設の職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

#### (介護)

第7条 施設は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう支援する。

- 2 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行なう。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じて、排泄の自立について必要な支援を行なう。
- 4 施設は、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を支援する。

#### (食事の提供)

第8条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 施設は、利用者の心身の状況に応じて、食事の自立について必要な支援を行なう。
- 3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室（食堂）で食事を摂ることを支援する。
- 5 前各項の事項を円滑に行うため、栄養管理部会を設置し、別に規約を定めて運用するものとする。
- 6 利用者の給食の衛生管理については、別に規約を定めて運用するものとする。

#### (栄養管理)

第9条 施設は、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

#### (口腔衛生の管理)

第10条 施設は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

#### (相談及び援助)

第11条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

#### (社会生活上の便宜の供与等)

第12条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行なうことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第13条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行なう。

(健康管理)

第14条 施設は、利用者の身上、性行、健康の状態等を常に把握し、特に身体的、精神的に著しい欠陥を有する者については日々の健康状況に注意するとともに、疾病の早期発見、予防に万全を期し、所定の健康診断は特に綿密に行うよう努めるものとする。

2 利用者の健康診断は、入所の時と、入所後は毎年2回以上定期的に行わなければならない。健康診断を行なったときは、その状況を「健康診断個人表」に記録しておかなければならない。

(衛生管理等)

第15条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(利用料等)

第16条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた額とする。

2 前項の規程に基づき、利用者から法定代理受領サービス以外のサービスの利用料の支払いを受けた場合には、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した施設サービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

3 第1項に掲げる額その他、次の費用を利用者から徴収する。

(1) 食費

(2) 居住費

(3) 理美容代

(4) 預託管理費

(5) その他の日用品費

4 利用料を変更する場合は、利用者に対して事前に説明したうえで、利用者の同意を得て変更するものとする。

5 利用料金表は、別紙のとおりとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第17条 利用者は、この規程に定める事項及び保護のため行う施設職員の指示に従うとともに、利用者相互に親睦をはかり施設内の風紀、秩序を維持するように努めなければならない。

2 利用者は、日常生活について施設内の規律を保持するため、次に掲げる事項を守らなければならない。

3 利用者は、外出又は外泊する場合は、その都度外出、外泊先、要件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届け出なければならない。

4 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の事由がない限り、これを否定してはならない。

5 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努める。

6 利用者は、身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

7 利用者は施設内で、次の行為をしてはならない。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外で火気を用いること。

(3) 施設の秩序、風紀、又は安全衛生を害すること。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なわない。

2 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(身体的拘束等の適正化)

第19条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第20条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第21条 施設は、非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を年2回実施し、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を行う。

(苦情処理)

第22条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

4 施設は、市町村等からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村等に報告する。

(事故発生時の対応及び防止対策)

第23条 施設は、サービスの提供により利用者に対し、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。詳細については別に規約で定める。

2 施設は、サービスの提供により利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(緊急時における対応方法)

第24条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(職員の健康管理)

第25条 施設は、職員の採用時及び毎年1回以上（夜勤を行う職員については2回以上）健康診断を行い、又調理員については、定期的に検便を行わなければならない。

2 職員の健康診断は労働安全衛生法に定める診断項目の全部について行わなければならない。

3 健康診断及び検便を行った場合は、所定の様式に基づき記録しておかななければならない。

4 施設長は、現場職員の健康管理のため、毎日本操を行なうよう努めなければならない。

5 職員の健康管理については、別に管理規約を定めて運用するものとする。

(利用者所持金品の保管)

第26条 施設は、利用者が心身喪失その他の理由により自ら所持金品を管理することが困難又は不可能な場合には、本人又はその代理人からの依頼により依頼した期間中所持金品の全部又は一部をすべて有料で施設内において保管することができる。

(協力病院)

第27条 施設は、治療を必要とする利用者のために、次の病院と協力病院委託契約を締結し、利用者の診療にあたる。

松江生協病院 院長 高濱 顕弘

松江市西津田8丁目8-8 電話(0852)23-1111

(勤務体制の確保等)

第28条 施設は、利用者に対し適切な施設サービスが提供できるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、当該職員の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

(秘密保持)

第29条 施設の職員は、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に盛り込む。

(記録等)

第30条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。又、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(入所の取り扱い)

第31条 施設は、本人の介護の必要性と家族環境等を総合的に勘案して入所の決定を行なうものとする。

## 附 則

この規程は、平成21年 4月27日から施行する。

この規程は、平成22年 5月31日から施行する。

この規程は、平成22年11月22日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 3月21日から施行する。

但し、改正条文については平成30年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年 6月 9日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

## 附 則 (令和3年3月23日一部改正)

1. この規程は、令和3年3月23日から施行する。

但し、改正条文については令和3年4月1日から適用する。

## 附 則 (令和3年7月15日一部改正)

1. この規程は、令和3年7月15日から施行する。

但し、改正条文については令和3年8月1日から適用する。

## 附 則 (令和4年3月23日一部改正)

1. この規程は、令和4年3月23日から施行する。

但し、改正条文については令和3年11月1日から適用する。

## 附 則 (令和4年9月21日一部改正)

1. この規程は、令和4年9月21日から施行する。

但し、改正条文については令和4年10月1日から適用する。

## 附 則 (令和6年3月21日一部改正)

1. 但し、改正条文については令和6年4月1日から適用する。

## 附 則 (令和6年5月 日一部改正)

1. 但し、改正条文については令和6年6月1日から適用する。